

分類	E - 5 製造業 (鉄鋼業、非鉄金属・金属製品製造業)
解説	<p>鉱石,鉄くずなどから鉄及び鋼を製造する事業所,鉄及び鋼の鑄造品,鍛造品,圧延鋼材,表面処理鋼材などを製造する事業所。</p> <p>鉱石(粗鉱,精鉱),金属くずなどを処理し,非鉄金属の製錬及び精製を行う事業所,非鉄金属の合金製造,圧延,抽伸,押出しを行う事業所及び非鉄金属の鑄造,鍛造,その他の基礎製品を製造する事業所。</p> <p>ブリキ缶及びその他のめっき板等製品,刃物,手道具類,一般金物類,電熱器を除く加熱装置,建設用・建築用金属製品のような鉄及び非鉄金属製品を製造する事業所。</p>
例	製鋼・製鋼圧延業,鋼管製造業,電線・ケーブル製造業,核燃料製造業,洋食器製造業,機械刃物製造業,製缶板金業,くぎ製造業 など